

杉戸町アダプトプログラムの手引き

杉戸町環境課

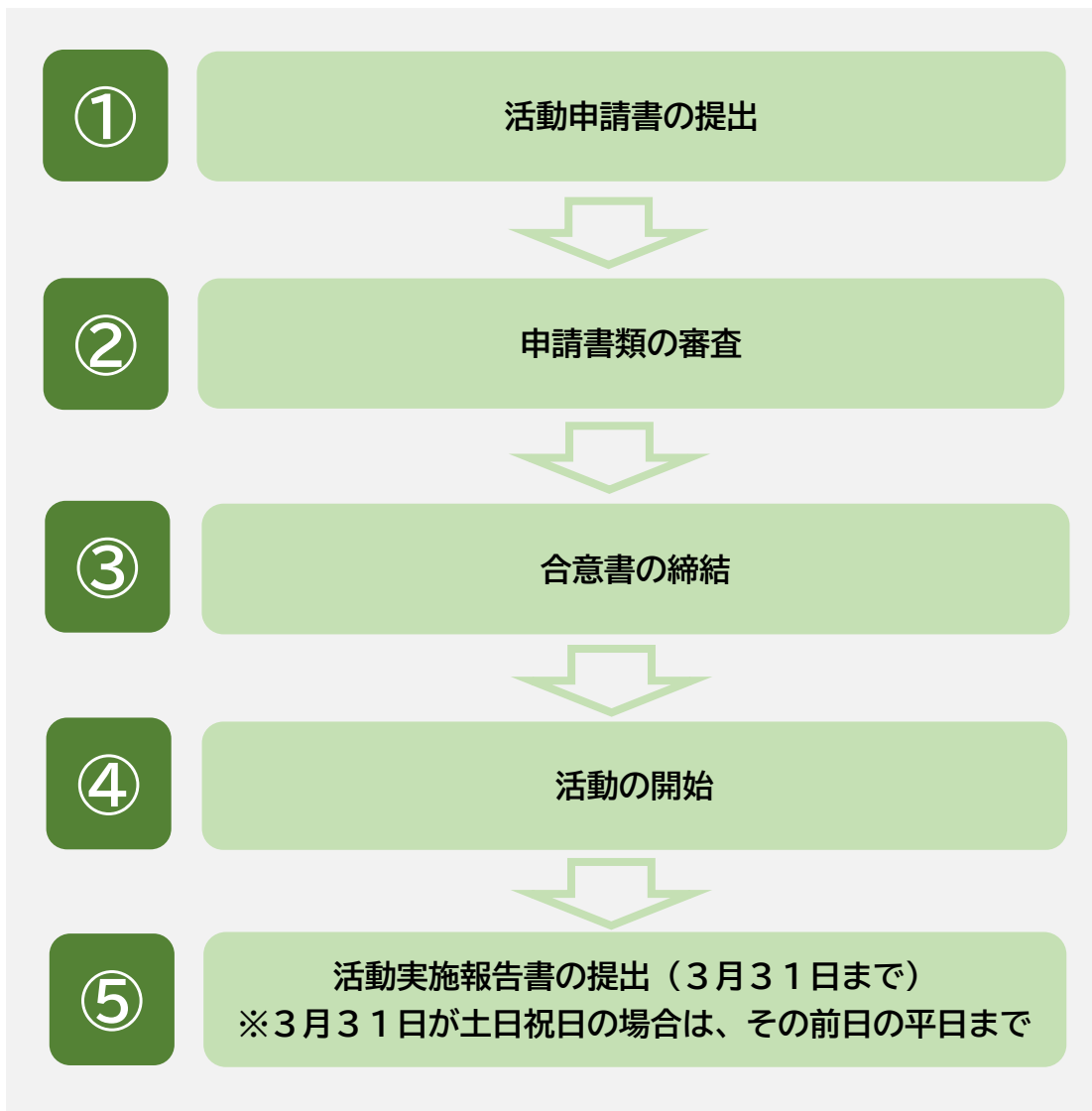
令和6年12月

1. アダプトプログラムについて

アダプトプログラムとは、道路や公園などの公共施設を養子にみたくて、住民がわが子のように愛情をもって面倒を見る活動(美化活動)を、行政が支援することを指します。町では、本取組みによって、美化活動が各地で行われることで、一人ひとりの環境に対する意識が高まり、それらを地域全体に広げていくこと目指していきます。

2. 申請から活動報告までの流れについて

- ・申請から活動報告までの流れは下記の通りとなります。



①活動申請書の提出

・活動を始める際は、下記書類を杉戸町環境課へ1部ご提出ください。

提出書類	
1	<input type="checkbox"/> 杉戸町環境美化活動申請書（様式第1号）
2	<input type="checkbox"/> 活動者名簿 ※美化活動参加者が複数人の場合に提出してください。 ※活動者の「氏名」・「住所」・「電話番号」を記載してください。
3	<input type="checkbox"/> 美化活動を実施する区域図 ※地図上に活動区域を図示してください。

■注意事項

- ・合意書締結後、活動者が増えた場合は、改めて、増えた方の「氏名・住所・電話番号」を活動者名簿に記載し、ご提出ください。また、活動者が減った場合は、杉戸町環境課までご連絡ください。

②申請書類の審査

・申請書類受け取り後、概ね2週間以内を目途に、書類審査を行います。

③合意書の締結

・申請内容に問題がないことが確認できましたら、申請者様と杉戸町とで「杉戸町環境美化活動に関する合意書」の締結を行います。

④活動の開始

⑤活動実施報告書の提出

・活動した内容について、3月31日（※3月31日が土日祝日の場合はその前の平日）までに下記書類を用いて報告してください。

■注意事項

・下記書類は、毎年度の活動ごとに提出していただきます。

提出書類	
1	<input type="checkbox"/> 杉戸町環境美化活動実施報告書（様式第3号）

3. 活動を取りやめる場合

- ・活動を継続するのが困難になり、取りやめる場合は、下記書類を杉戸町環境課へ1部ご提出ください。
- ・書類の内容確認後、合意を解消するため、杉戸町環境美化活動に関する合意の解消通知書をお渡しいたします。

	提出書類
1	<input type="checkbox"/> 杉戸町環境美化活動取りやめ届（様式第4号）

4. 活動内容について

1. 活動内容について

- ・活動内容は、主に町道・公園などの公共施設のごみ拾い、落ち葉掃き、手取り除草などの美化活動が対象となります。その他の美化活動を行いたいなどの希望がある場合は、事前にご相談ください。
- ・対象となる公共施設を管理する担当課と協議し、活動内容によっては、内容を調整させていただく場合がございます。

2. 清掃活動により収集したごみについて

- ・収集したごみは、「可燃ごみ」・「不燃ごみ」・「粗大ごみ」・「有害ごみ」・「資源ごみ」に分別してください。ごみの分別については、町発行の「ごみの区分・出し方分別 50 音順一覧表」をご確認ください。
- ・回収したごみの処分方法については、下記表1をご確認ください。
- ・回収したごみが大量（10 袋以上）になった場合は、環境課で回収いたしますので、ご連絡ください。

表1 ごみの処理方法について

区分	ごみの具体例	処分方法
可燃 ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・雑草 ・タバコの吸い殻 ・汚れた弁当容器 ・汚れたレジ袋 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・町指定のボランティア袋に入れてください。 ・ごみ収集カレンダーの「可燃ごみ」収集日を確認の上、各地域のごみ集積所へ出してください。
不燃 ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・固いプラスチック製品 ・ガラス ・おもちゃ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・町指定のボランティア袋に入れてください。 ・ごみ収集カレンダーの「不燃ごみ」収集日を確認の上、各地域のごみ集積所へ出してください。
粗大 ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・机、椅子 ・タンス ・ふとん 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・町で回収いたしますので、集積場所について環境課へご連絡ください。
有害 ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・乾電池 ・ライター ・スプレー缶 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・町指定のボランティア袋に入れてください。 ・ごみ収集カレンダーの「粗大・有害ごみ」収集日を確認の上、各地域のごみ集積所へ出してください。 ・町発行の「ごみの区分・出し方分別 50 音順一覧表」で指定しているごみの出し方（例：スプレー缶やライターの中身使い切る）が難しい場合は、環境センターへ直接お持ち込みいただくか、町で回収いたしますので、環境課へご連絡ください。
資源 ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・かん ・びん ・ペットボトル 	<ul style="list-style-type: none"> ・町指定のボランティア袋に入れてください。 ・ごみ収集カレンダーの「資源ごみ」収集日を確認の上、各地域のごみ集積所へ出してください。 ※ただし、汚れがひどい場合は、再資源化が困難になりますので、「かん・びん」は「不燃ごみ」、「ペットボトル」は「可燃ごみ」として収集してください。

3. 活動する際の注意点について

- ・日の出前や日没後などの視界の悪い時間帯での活動は、危険ですので避けてください。
- ・道路での活動の際は、車両や歩行者等に注意しながら行ってください。
- ・公園での活動の際は、公園利用者がおりますので、それぞれが気持ちよく活動できるようご配慮ください。
- ・児童・生徒が活動の主体となる場合は、責任者（保護者、教諭など）の監督のもとに行ってください。
- ・町では、美化活動中の事故や第三者への損害賠償責任を負った場合に備えるため、ボランティア活動保険への加入を行っています。万が一、上記のような事態が発生したときは、速やかにその旨を杉戸町環境課までご連絡ください。

5. 町が行う支援について

- ・町では、活動内容に応じて「①ごみの回収」や「②道具の提供」を行います。

1. ごみの回収について

- ・3、4ページ目の「4. 活動内容について<2. 清掃活動により収集したごみについて」をご確認ください。

2. 道具の提供について

- ・町では、活動内容に応じて下記道具を提供いたします。ご利用される方は、「杉戸町アダプトプログラムに係る道具使用申請書」環境課までご連絡ください。
- ・貸出用の道具は、数に限りがございます。皆様でご用意いただける物は、できる限りご用意くださいますようご協力をお願いいたします。

町が提供する道具	
【貸出用】	ほうき・ちりとり
	ごみ拾い用トング
【配布用】	町指定ボランティア袋
	軍手

【お問合せ先】

杉戸町環境課環境保全担当

住所：杉戸町大字木津内 577 環境センター内

電話番号：0480-38-0401

F A X：0480-38-0651

メー ル：kankyo@town.sugito.lg.jp